

薬食発1213第1号
平成25年12月13日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号。以下「指定薬物省令」という。）において定めているところである。

本日、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第128号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定等

(1) 新たに包括的に指定薬物を指定すること

次の物質群について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オン（以下「基本骨格」という。）の2位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、3位に水素以外が結合していないか又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、ベンゼン環の2位から6位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の2位、3位若しくは4位に同表の第3欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合している物であって基本骨格の2位、3位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く（以下「カチノン系化合物群」という。）。

イ 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬及び向精神薬

第1欄	第2欄	第3欄
1 メチルアミノ基	1 メチル基	1 メチル基
2 エチルアミノ基	2 エチル基	2 エチル基
3 ジメチルアミノ基		3 メトキシ基
4 ジエチルアミノ基		4 メチレンジオキシ基
5 メチルエチルアミノ基		5 フッ素原子
6 1-ピロリジニル基		6 塩素原子
		7 臭素原子
		8 ヨウ素原子

（2）指定された物質を含む物

（1）に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

（3）所要の規定の整理

指定薬物省令中、（1）に掲げる物質群に含まれることとなる次に掲げる21物質の名称を指定薬物省令から削除したこと。ただし、当該21物質については改正省令の施行後においても、（1）に掲げる物質群に含まれる物質であることから法第2条第14項に規定する指定薬物であることに変わりはないこと。

①名称：2-（エチルアミノ）-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類

通称：N-Ethylbuphedrone、NEB

②名称：2-（エチルアミノ）-1-（4-メチルフェニル）プロパン-1-オン及びその塩類

通称：4-Methylethcathinone

③名称：2-エチルアミノ-1-（3, 4-メチレンジオキシフェニル）

プロパン-1-オン及びその塩類

通称: bk-MDEA

- ④名称: 1-(4-エチルフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類

通称: 4-Ethylmethcathinone

- ⑤名称: 2-(ジメチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類

通称: 4-Methyl-N-methylbuphedrone

- ⑥名称: 2-(ジメチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

通称: bk-MDDMA

- ⑦名称: 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類

通称: α -PBP

- ⑧名称: 1-(3-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類

通称: 3-Fluoromethcathinone、3-FMC

- ⑨名称: 1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類

通称: 4-Fluoromethcathinone、4-FMC

- ⑩名称: 1-(4-ブロモフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類

通称: Buphedrone、4-Bromomethcathinone

- ⑪名称: 2-(メチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類

通称: Buphedrone

- ⑫名称: 2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン及びその塩類

通称: Pentedrone

- ⑬名称: 2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類

通称: 4-Methylbuphedrone

- ⑭名称: 2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類

通称: bk-MBDB、Butylone

- ⑮名称: 2-(メチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン及びその塩類

通称: Pentylone

- ⑯名称: 1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン及びその塩類

通称：デスエチルピロバレロン、4-MePPP

- ⑰名称：1－（3，4－メチレンジオキシフェニル）－2－（ピロリジン－1－イル）ブタン－1－オン及びその塩類

通称：MDPBP

- ⑱名称：1－（3，4－メチレンジオキシフェニル）－2－（ピロリジン－1－イル）プロパン－1－オン及びその塩類

通称：MDPPP

- ⑲名称：1－（4－メトキシフェニル）－2－（ジメチルアミノ）プロパン－1－オン及びその塩類

通称：4-Methoxy-N,N-dimethylcathinone、N-Methylmethedrone

- ⑳名称：1－（4－メトキシフェニル）－2－（ピロリジン－1－イル）ペンタン－1－オン及びその塩類

通称：4-MeO- α -PVP

- ㉑名称：1－（4－メトキシフェニル）－2－（メチルアミノ）プロパン－1－オン及びその塩類

通称：4-Methoxymethylcathinone、Methedrone

2. 医療等の用途の規定

上記1.（1）及び（2）に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

（1）次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

（2）法第69条第4項に規定する試験の用途

（3）法第76条の6第1項に規定する検査の用途

（4）犯罪鑑識の用途

（5）（1）から（4）までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあつては、右欄に掲げる用途

カチノン系化合物群（基本骨格の2位にジメチルアミノ基、ジエチルアミノ基、メチルエチルアミノ基又は1-ピロリジニル基が結合している物を除く。）及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
---	----------------------

（6）（1）から（5）までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成25年12月13日）から起算して30日を経過した日（平成26年1月12日）から施行すること。